



JONES DAY REPORT: JAPAN - TAIWAN TRANSACTIONS ジョーンズ・デイ・レポート：日台取引の動向

Contents

1. 日本企業の台湾上場における法的な留意点-初の台湾上場ケースを例として
2. 日本・台湾間の相互投資に関するニュース・ダイジェスト

日本企業の台湾上場における法的な留意点-初の台湾上場ケースを例として

I. はじめに

従来、台湾に上場する多くの外国企業は、台湾証券取引法等による法令上の制限があることから、会社法の規定が比較的緩やかなケイマン諸島等の国で会社を新設し、組織再編を行った上で上場するという手順をとっていました。これに対し、台湾政府は、近年、台湾資本市場の更なる発展を促進するため、積極的に関連法令の改正を行い、外国企業による上場規制を緩和してきました。2013年11月22日に、日本企業（株式会社オートサーバー）が台湾で新規株式公開（IPO）により上場する初のケースにおいて、台湾の新興株式市場を運営するGTSM市場(Gre Tai Securities Market 中華民國證券櫃臺買賣中心)のボードによる承認が得られ、2014年1月14日に上場が実現しました。以下、当法律事務所（台北オフィス）が担当したこの初のケースに基づき、日本企業が台湾で上場する際に注意すべき、いくつかの法的な留意点を紹介します。

II. 留意点1—カストディアン

台湾の証券取引実務では、個々の株式譲渡の売主と買主を具体的に特定することができません。このため、日本企業が台湾で上場した場合、日本会社法における株主名簿記載義務を果たすためには、「カストディアン」という仕組みを用いなければなりません。「カストディアン」という仕組みの概要は以下のとおりです：

(1) 平時において、投資家（以下、「実質株主」という。）は、証券会社を通じて「台湾集中保管結算所」（日本の証券保管振替機構に相当する。以下、「TDCC」という。）の口座振替システムに一般取引口座を開設し、その投資株式を所有しますが、自らの名義が株主名簿に記載されることはありません。代わりに、TDCCが名義株主として日本企業の株主名簿に記載されることとなります。

(2) 日本の会社法の下では、日本企業の株主名簿に記載されている株主に限りその会社において株主権が行使できることから、平時において、その会社に対して株主権の行使ができるのはTDCCのみとなります。実質株主が自ら会社に対して株主権を行使しようとする場合、TDCCが定める方法に基づき、TDCCから名義株主の地位を譲り受け、自らの名義で株主名簿に記載することを請求する必要があります。

(3) また、株主名簿の基準日（例えば、株主総会を招集しようとする際の基準日）の前日に、一旦名義株主の地位をTDCCから実質株主に移転した上で、基準日当日の基準時経過後にまた株主の地位を実質株主からTDCCに戻すという移転を行った旨を、その会社の株主名簿に記載するという方法をとります。これにより実質株主は、基準日の午前0：00（基準時）に株主名簿に記載され、基準日において直接その会社に対して株主権を行使することが可能となります。

III. 留意点 2—閉鎖期間 v 基準日

台湾では、株主総会において株主権を行使することができる者の判断基準として閉鎖期間制度を採用しており、株主名簿名義書換禁止期間開始日（定時株主総会前の60日以内、臨時株主総会前の30日以内）の前日に株主名簿に記載されている株主が権利を行使できる者とされています。これに対し、日本では、基準日制度を採用し、基準日に株主名簿に記載されている株主が権利を行使できる者とされています。この日台法制度上の差異を調和するため、台湾証券主務官庁である「金融監督管理委員会」（以下、「金管会」という。）は、日本企業が台湾に上場した場合、台湾の閉鎖期間制度ではなく日本の基準日制度を適用することを承認しました。

IV. 留意点 3—定款及び内部規則の改定

日本企業は、台湾に上場するために、台湾の法律又は主務官庁が要請している株主利益保護の最低条件を充足しなければなりません。同条件を満たすために、日本企業は、その定款又は社内規則を改正しなければなりません。定款又は内部規則に記載しなければならない事項としては以下のものがあります。

(1) 現金増資による新株発行の場合の既存株主の新株優先引受権：

台湾に上場した日本企業が現金増資による新株発行をする際は、少なくとも発行株式の10%を公募の方法で募集しなければなりません。発行株式から公募により募集する株式数を引いた残りの株式については、株主に株式の割当てを受ける権利を与えなければなりません。

(2) 質権の設定：

取締役及び監査役はその保有する会社の株式のうち、当該取締役及び監査役の就任当時の保有株式数の50%を超過する株式に質権、抵当権等の担保権を設定する場

合、質権又は抵当権を設定した50%を超過する株式について議決権行使の放棄を会社に対して宣言し、かつ実際に放棄をしなければなりません。

(3) 台湾で株主総会を開催しなければならないこと

(4) 独立取締役の設置

(5) 訴訟・非訴訟代理人の指名

(6) スtockオプション（新株予約権）：

新株予約権は会社の従業員又は子会社の従業員にのみ（従業員を兼務する会社及び子会社の役員を含む）付与することができます。当該新株予約権の譲渡は、禁じられています。

(7) 台湾裁判所の管轄権：

日本法に強行規定のある場合を除き、会社は、株主が台北地方裁判所に会社に関する訴えを提起することを認めるものとします。

V. 留意点 4—台湾証券取引法準用の免除

台湾証券取引法165-1条の定めにより、外国企業（日本企業を含む）が台湾で上場した場合、台湾証券取引法及びその関連規定の一部が準用されます（例えば、台湾の株主総会議事規則、資産の取得又は処分処理の処理手続規則、資金貸付作業手続規則、裏書保証作業手続規程、委任状規制、独立取締役の設置と選任等）。しかし、準用される条文が日本法の強行規定に違反する場合、日本企業は、金管会に対し、それらの規定の準用免除を申請することができます。

前述の日本企業による初の台湾上場ケースにおいては、日本企業の申請に基づき、金管会がすでにいくつか準用免除の許可を与えました。例えば、（1）取締役及び監査役の当然解任規定：台湾法上、一定の法定資格を満たさない取締役又は監査役は当然解任になりますが、日本法上、類似する概念はないので当該規定の準用の免除が容認されています。（2）書面又は電子投票による議決権行使の優先権：台湾法では、株主が事前に書面又は電子投票により議決権を行使した場合、株主総会の2日前までにこれを取り消さない限り、その後たとえ自ら株主総会に出席したとしても議決権を行使することができません。これに対し、日本法上は、株主が自ら株主総会に出席して議決権を行使することが事前の書面又は電子投票で行使した議決権に優先するので、台湾法の2日前までの取消義務の準用の免除が容認されています。

日本企業の2番目以降の上場ケースについては、準用免除の事項が初の上場ケースと変わらない場合、準用免除の事項について台湾証券取引所/GTSMの確認を経るだけで十分となります。他方、準用免除の事項が異なる場合には、改めて金管会に申請し、承認を得なければなりません。

VI. 結論

外国企業による上場規制はすでに緩和され、また、日本企業による初の上場ケースも最近実現しました。将来、日本企業は、この初上場のケースを参考にすることにより、台湾に上場する場合の審査時間を大幅に短縮できると予想されます。

一方、日本企業が台湾で上場する場合、日本の株主だけでなく台湾投資家の利益も保護しなければならないため、事前に日台の法制度の相違点や台湾の上場法令を把握することが不可欠です。また、日本と台湾の法令制度に適合するように、会社の定款や社内規則の修正や工夫をする必要があります。

日本・台湾間の相互投資に関するニュース・ダイジェスト

1. 株式会社オートサーバーが台湾に上場

2014年1月、中古車インターネットマーケット業者である株式会社オートサーバーが一株105新台幣ドルの新規発行価額で台湾GTSM市場に上場した。これは日本企業が台湾GTSM市場に上場した第1号案件である。また、台湾の上場会社の中で、株式の額面金額を10新台幣ドルとしなかった（無額面株式とした）のも初めてとなる。新規発行の申込者は合計8万5000人の投資家に及んだ。

2. ベネフィット・ワン及び伊藤忠商事と台湾の中華電信が台湾にインターネット取引会社を設立

2014年2月、株式会社ベネフィット・ワンと伊藤忠商事株式会社が、シンガポールに合弁で設立した合資会社ベネフィット・ワン・アジアを通し、台湾の通信業界において主導的な存在である中華電信株式有限会社と共同で、中華優購株式有限会社を設立した（資本額1億新台幣ドルで出資額は、両社各5000万新台幣ドルずつ）。共同経営の形をとり、企業の従業員の福利厚生サービスを中核とするインターネット事業を行う。

3. 楽天がインターネット取引事業に関連するクレジットカードの発行を台湾で申請、台湾を足がかりとしてASEAN・中国本土への市場展開をねらう

2013年11月、楽天株式会社の子会社である台湾楽天市場株式有限会社が台湾と中国本土におけるインターネット取引事業のビジネスチャンスに着目し、台湾金融監督管理委員会に対し台湾におけるクレジットカードの発行を申請した。将来的に、クレジットカード事業とインターネット取引事業を結びつけ、楽天が日本で成功した事業モデルを台湾で実行することをねらう。更に、台湾を足がかりにして、ASEAN及び中国本土への市場展開も視野に入れている。

4. ジャパンディスプレイが台湾に子会社を設立

2013年11月、株式会社ジャパンディスプレイが台湾に子会社を設立した。会社の資本額は3000万新台幣ドル。ジャパンディスプレイが株式を100%所有するかたちで、液晶ディスプレイの販売事業を行う。会社名は「台湾顯示器股份有限公司（Taiwan Display Inc）」。

5. 中国信託が東京スター銀行を買収

2013年11月、中国信託商業銀行株式有限会社が株式会社東京スター銀行を買収すると発表した。中国信託は、520億円（約156億新台幣ドル）で東京スター銀行の

98. 16%の株式を取得した。外資系ファンドによる銀行の買収はあったが、外国銀行が日本の銀行を買収する第一号案件となる。中国信託は、東京スター銀行を取得することで、同銀行をプラットフォームとして、日本の顧客が台湾・中国本土・東南アジアなどの複数地域に渡る取引に対するサービスを提供することが可能となる。

6. 台湾経済部が日本にて台湾の自由経済モデル区を紹介、約90社の日本企業が誘致説明会に参加

2013年9月、台湾経済部は、日本企業向けに、台湾の自由経済モデル区を説明する誘致説明会を行った。日本通運株式会社・楽天株式会社・Medical Excellence Japan・株式会社日立製作所・東京電子株式会社等の大手メーカーを含む約90社参加し、各社とも興味を示した。例えば、日本通運株式会社は、中国本土への投資はリスクが高いと考えられるが、台湾は地理的場所がよく、製造業の供給網が整っていることから、台湾との間の関税が解消されるならば、アジアにおける流通センターを台湾に建設することもありうると語っている。また、株式会社日立製作所等は台湾の高齢者介護センターに対する投資に深く興味を示した。

7. 台湾の台湾開発会社とDUFY及び日本の吉本興業が提携して台湾の金門に免税商店街を建設。吉本興業の日本における集客力を活用し、日本のブランド店を誘致

2013年9月、台湾土地開発株式有限会社が、世界第2位の旅行者向け小売店グループを展開するDUFY AG及び日本に1200人の芸人を擁するエンターテイメント・グループである吉本興業株式会社と提携して、台湾の金門に風獅爺卸売免税商店街を開発した。吉本興業の日本における集客力を活用して、日本のブランドを招致する予定である。吉本興業は100億新台幣ドルを投じて、台湾との共同開発におけるショッピングセンターの建設を主導した。中国本土から金門に訪れる観光客への商機を見据える。

8. 台湾の碩禾と坪井工業が共同して福島に太陽光発電施設を建設

2013年8月、碩禾電子材料株式有限会社がグループ下の禾迅投資株式有限会社を通し、永和電設株式会社に投資することで、坪井工業株式会社と提携して、福島に太陽光発電施設を建設した。この計画における総投資額は、約50億円である。

ジョーンズ・デイ 台北オフィス
106台北市敦化南路2段2号八階
電話 +886-2-7712-3399
FAX +886-2-2704-6791

ジョーンズ・デイ法律事務所
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号 神谷町プライムプレイス
電話 +81-3-3433-3939
FAX +81-3-5401-2725

WWW.JONESDAY.COM

世界各国のジョーンズ・デイのオフィス

アムステルダム	アーバイン	アトランタ	クリーブランド	コロンバス
サンディエゴ	サンフランシスコ	シカゴ	シリコンヴァレー	ダラス
ニューヨーク	ピッツバーグ	ヒューストン	ボストン	ロサンゼルス
ワシントン	メキシコシティ	フランクフルト	ブリュッセル	マドリード
ミュンヘン	デュッセルドルフ	パリ	ミラノ	ロンドン
モスクワ	サウジアラビア	ドバイ	シドニー	シンガポール
上海	台北	東京	香港	北京
サンパウロ	マイアミ	インド	ジェッダ	リヤド

編集責任者：

弁護士 黄日燦 jhuang@jonesday.com

弁護士 鈴木正具 msuzuki@jonesday.com

本ニュースレターに含まれる情報は、特定の事実や事情に関する弁護士の法的なアドバイスではないことをご留意ください。本ニュースレターは著作権による保護の対象となります。弊事務所の事前の許可なく複製、転載、変更、翻案、翻訳、再配布等することはできませんのでご注意ください。本ニュースレターを使用することによって生じ得るいかなる損失に対しても弊事務所は責任を負いません。

Jones Day publications should not be construed as legal advice on any specific facts or circumstances. The contents are intended for general information purposes only and may not be quoted or referred to in any other publication or proceeding without the prior written consent of the Firm, to be given or withheld at our discretion. The electronic mailing/distribution of this publication is not intended to create, and receipt of it does not constitute, an attorney-client relationship. The views set forth herein are the personal views of the author and do not necessarily reflect those of the Firm.

© 2014 Jones Day. All rights reserved. 8th Floor | 2 Tun Hwa South Road,
Section 2 | Taipei, 106 Taiwan
www.jonesday.com